

令和6年2月28日

第274回個人情報保護委員会資料

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

独立行政法人住宅金融支援機構は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

独立行政法人住宅金融支援機構

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

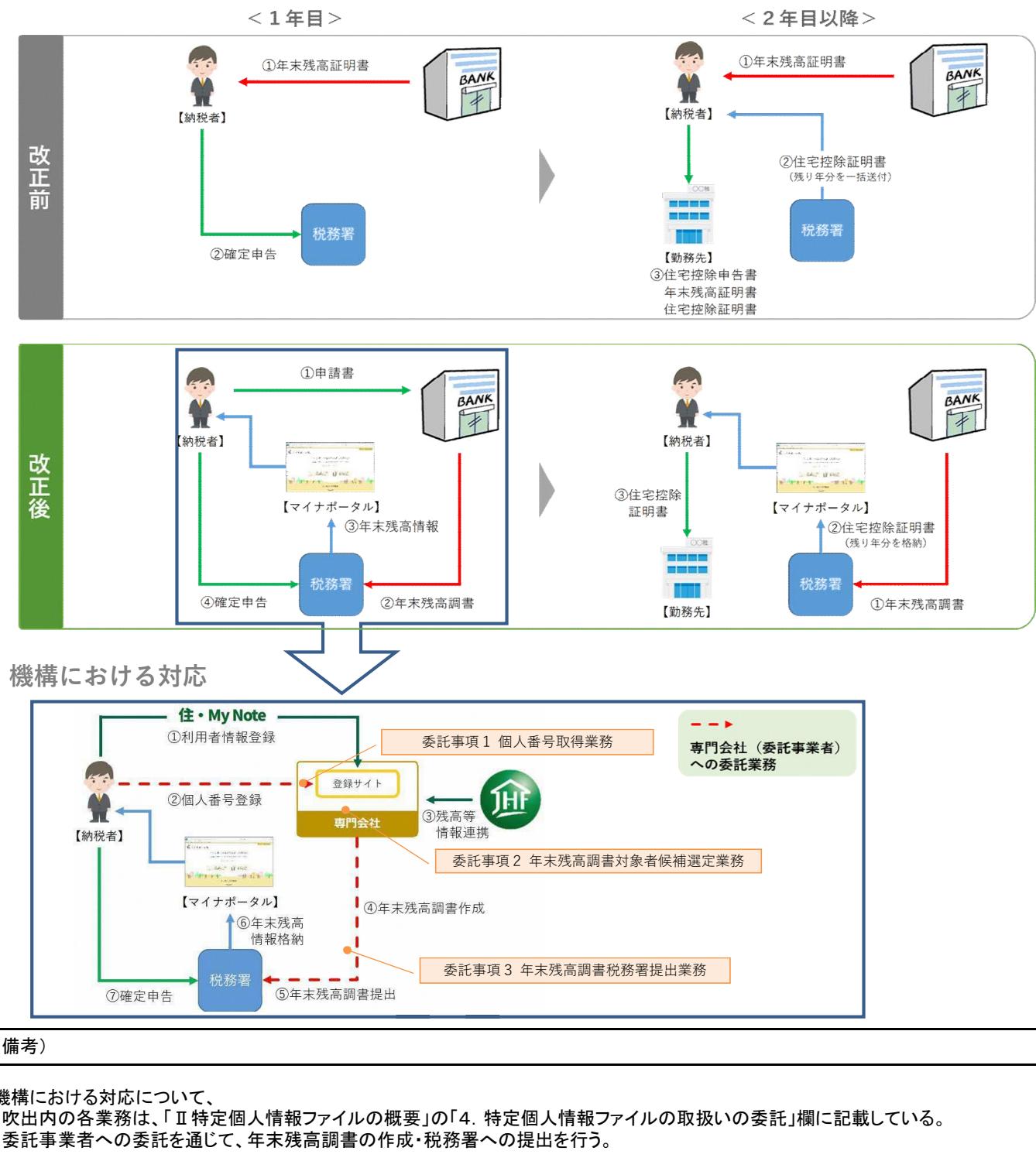
①事務の名称	住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務		
②事務の内容 ※	<p>【令和4年度税制改正を踏まえた対応】</p> <p>・住宅ローン控除の確定申告・年末調整については、令和4年度の税制改正において、住宅ローンの債権者が納税者に「年末残高証明書」を交付する方式から、住宅ローンの債権者が税務署に「年末残高調書」を提出し、税務署が納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式に変更する改正が行われた。</p> <p>・本改正への対応として、独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」という。)では、機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者より個人番号等の提出を受けるとともに、同提出内容及び年末残高情報を記載した「年末残高調書」を作成し、翌年1月31日までに税務署に提出することとした。</p> <p>※税務署は、提出された「年末残高調書」に基づき確定申告に必要な「年末残高情報」を納税者に提供し、納税者はその情報を活用して、確定申告書を作成し、税務署に提出する流れとなる。また、2年目以降においても、税務署は確定申告及び「年末残高調書」の内容から、「住宅控除証明書」を作成して納税者に交付し、納税者は「住宅控除証明書」を勤務先に提出して、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けることとなる。</p> <p>・機構は、特定個人情報の入手・保有及び「年末残高調書」の作成、提出に当たり、専門会社(国税庁長官の認定を受けたクラウドサービス認定事業者とする。以下「委託事業者」という。)への外部委託を行う。そのため、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策の具体的な内容については、委託事業者が把握しており、Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要やⅢ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等については、委託事業者におけるものを記載している(Ⅱ 4.、Ⅲ 4.、Ⅲ 7. ⑨、Ⅳ、Ⅴ及びⅥを除く。)。</p> <p>【税制改正への対応における特定個人情報の取扱い】</p> <p>個人番号及び特定個人情報ファイルを取り扱う事務は委託事業者に委託することとし、内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号を特定個人情報ファイルに登録する事務 ・委託事業者は、ウェブサイトを通じて、納税者から個人番号を含む情報を収集する。 2. 特定個人情報ファイルを使用する事務 ①「年末残高調書」の作成 ・委託事業者は、個人番号を収集した納税者に係る借入残高等を機構から入手し、「年末残高調書」を作成する。 ②税務署への「年末残高調書」の提出 ・委託事業者は、税務署へ「年末残高調書」を提出する。 ・なお、住宅ローン債権者が委託事業者を通じて「年末残高調書」を提出する方法は、国税に関する法令の定めにより、国税庁長官が認定した認定クラウドの利用のみ認められている。 		
③対象人数	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上	2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
①システムの名称	個人番号登録システム(仮称)		
②システムの機能	<p>・機構のお客さま専用サイト「住・MyNote」経由で、住宅ローン控除の適用を受けようとする者から、個人番号を入手する。</p> <p>・「住・MyNote」サイトから住宅ローン控除の適用を受けようとする者の氏名・生年月日等の個人情報を入手し、上記で入手した個人番号と紐付ける。</p>		
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	
	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	
	[] 宛名システム等	[] 税務システム	
	[○] その他 (「住・MyNote」、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」)		

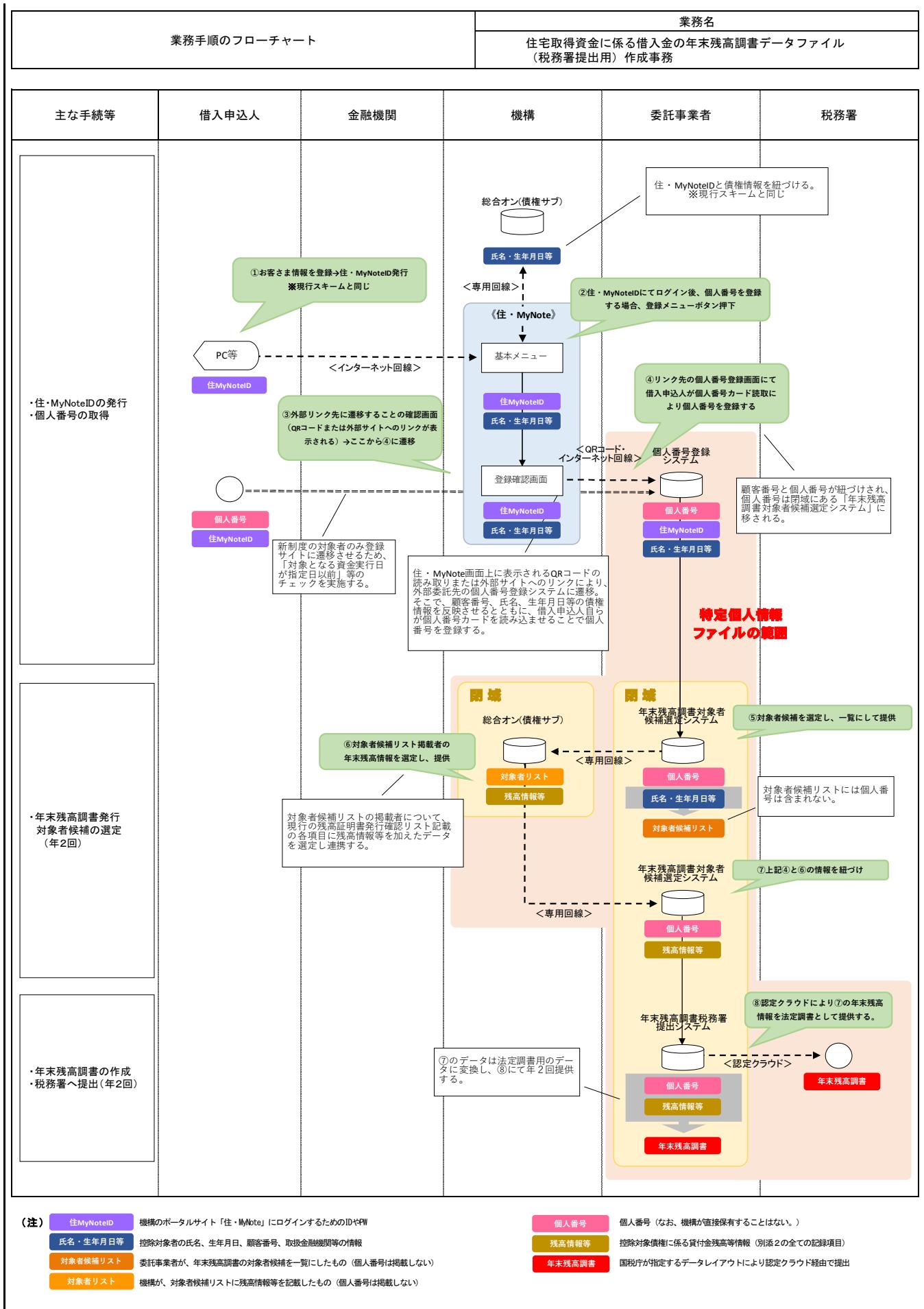
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)
②システムの機能	・「個人番号登録システム(仮称)」にて入手した個人番号等の情報と、機構の債権情報等管理システム「総合オンラインシステム」から提供された残高情報等を紐付けることで、「年末残高調書」の対象者候補を選定する。
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (機構の債権情報等管理システム「総合オンラインシステム」、「個人番号登録システム(仮称)」及び「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」)
システム3	
①システムの名称	年末残高調書税務署提出システム(仮称)
②システムの機能	・「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」にて選定された情報に基づき「年末残高調書」を作成し、認定クラウド経由で税務署に提出する。
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (認定クラウド、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」)
システム4	
①システムの名称	総合オンラインシステム
②システムの機能	・「総合オンラインシステム」は、フラット35(買取型)の債権買取申請又は機構の融資(個人向け住宅融資、賃貸住宅融資等)の借入申込みから住宅ローン完済までの申込者管理及び返済管理等を行う機構の基幹システム。各業務に対応する業務サブシステムがあり、本対応では債権管理サブシステムを利用する。 ・委託事業者が「年末残高調書」を作成するにあたり、必要となる残高情報等お客様の債権情報を管理し、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」に提供する。
③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="radio"/>] その他 (「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」)
システム5	
①システムの名称	認定クラウド
②システムの機能	・機構の委託事業者が認定クラウド※の提出領域に法定調書データを記録し、機構本店所在地を所管する小石川税務署長に対して当該データを閲覧し及びe-Taxに記録するアクセス権限を付与することにより、法定調書の提出を行う。 ※認定クラウドとは、国税庁告示で定める要件に適合することにつき、クラウドサービス事業者等が国税庁長官の認定を受けているクラウドサービス等で法定調書の提出に利用されているものをいう。

③他のシステムとの接続	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム		
	[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム		
	[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等	[<input type="checkbox"/>] 税務システム		
	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」))		
システム6~10				
システム11~15				
システム16~20				
3. 特定個人情報ファイル名				
住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル				
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由				
①事務実施上の必要性	<p>機構が住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル(税務署提出用)作成事務を実施するに当たり、租税特別措置法第41条の2の3において、次の定めがあるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン控除の適用を受けようとする者は、債権者に、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出(当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含む。)をしなければならないこと。 ・同債権者は、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の12月31日における住宅借入金等の金額その他の財務省令で定める事項を記載した調書を作成し、当該債権者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこと。 			
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署が納税者に住宅ローン控除に関する情報を提供することで、適用者の申告利便の向上、勤務先の年末調整事務の軽減、債権者の年末残高証明書に係る郵送事務の削減等社会全体のコストの低減に資することが期待される。 			
5. 個人番号の利用 ※				
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第4項及び別表第1第38項 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の2の3 			
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※				
①実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 実施しない	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	—			
7. 評価実施機関における担当部署				
①部署	CS・事務管理部			
②所属長の役職名	CS・事務管理部長			
8. 他の評価実施機関				
—				

(別添1) 事務の内容

令和4年税制改正に伴う住宅ローン控除手続きの流れ





II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		・機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者
その必要性		・租税特別措置法第41条の2の3に基づき、年末残高調書データに個人番号を付加して、税務署に提出する必要があるため。
④記録される項目	[<input type="checkbox"/> 50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住宅ローン控除の適用を受けようとする者に関する債権情報等)
その妥当性		・機構は、国税庁が定める「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書のデータレイアウト」に基づき、同調書作成のために必要となる住宅ローン控除の適用を受けようとする者の個人番号やその他識別情報(顧客番号)、4情報(性別を除く)、連絡先及びその他債権情報(別添2ファイル記録項目参照)を保有し、当該調書に記載することが求められているため。
全ての記録項目		・別添2を参照。
⑤保有開始日		・令和7年1月1日
⑥事務担当部署		・債権管理部個人債権管理企画グループ

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 ()													
②入手方法		[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (本人自らが個人番号カードの読み取りを行うことでインターネット(SSL/TLS)による暗号化通信)経由で「個人番号登録システム(仮称)」に登録される)													
③入手の時期・頻度		・機構の委託事業者は、住宅ローンの金銭消費貸借契約及び資金実行後に、住宅ローン控除の適用を受けようとする者自らが、当該事業者の「個人番号登録システム(仮称)」に個人番号を登録することにより、その都度入手する。													
④入手に係る妥当性		・住宅ローン控除の適用を受けようとする者は、租税特別措置法第41条の2の3に従い、住宅ローンの債権者に個人番号等を書面または電磁的方法により提出しなければならないとされたため、入手方法は妥当である。 ・住宅ローン控除の適用を受けようとする者の要件として、住宅ローンの借入残高があること等が挙げられる。当該要件を満たすこととなる住宅ローンの金銭消費貸借契約及び資金実行後に、住宅ローンの債権者である機構が個人番号を入手することは妥当である。													
⑤本人への明示		・機構は、住宅ローン控除の適用を受けようとする者に個人番号の提供を求める措置について、ホームページやお客さま向けご案内資料等により明示する。 ・機構は、委託事業者が個人番号を入手するに当たり、「年末残高調書」の作成や税務署に提出する目的において個人番号を取得することを住・MyNote画面に明示し、本人から同意を得る。													
⑥使用目的 ※		・年末残高調書データに個人番号を付加して、税務署に提出するため。													
⑦使用の主体		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">変更の妥当性</td> <td style="width: 85%;">—</td> </tr> </table>	変更の妥当性	—											
変更の妥当性	—														
⑧使用方法 ※		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">情報の突合 ※</td> <td style="width: 85%;"> <p>・委託事業者</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人以上50人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> <p>・委託事業者は、「個人番号登録システム(仮称)」にて入手した個人番号等の情報と、機構の債権情報等管理システムである「総合オンラインシステム」から提供された残高情報等を紐付けることで、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」において「年末残高調書」の対象者候補を選定する。(年2回) ・委託事業者は、選定された情報を元に「年末残高調書」を作成し、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」により、認定クラウド経由で税務署に提出する。(年2回) ・なお、委託事業者において、「個人番号登録システム(仮称)」、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」の各システムは、1つのシステムのサブシステムである。</p> </td></tr> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">情報の統計分析 ※</td> <td style="background-color: #ffffcc;">・行わない。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	<p>・委託事業者</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人以上50人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> <p>・委託事業者は、「個人番号登録システム(仮称)」にて入手した個人番号等の情報と、機構の債権情報等管理システムである「総合オンラインシステム」から提供された残高情報等を紐付けることで、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」において「年末残高調書」の対象者候補を選定する。(年2回) ・委託事業者は、選定された情報を元に「年末残高調書」を作成し、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」により、認定クラウド経由で税務署に提出する。(年2回) ・なお、委託事業者において、「個人番号登録システム(仮称)」、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」の各システムは、1つのシステムのサブシステムである。</p>	[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上	情報の統計分析 ※	・行わない。
情報の突合 ※	<p>・委託事業者</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[10人以上50人未満]</td> <td style="width: 30%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> <p>・委託事業者は、「個人番号登録システム(仮称)」にて入手した個人番号等の情報と、機構の債権情報等管理システムである「総合オンラインシステム」から提供された残高情報等を紐付けることで、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」において「年末残高調書」の対象者候補を選定する。(年2回) ・委託事業者は、選定された情報を元に「年末残高調書」を作成し、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」により、認定クラウド経由で税務署に提出する。(年2回) ・なお、委託事業者において、「個人番号登録システム(仮称)」、「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」の各システムは、1つのシステムのサブシステムである。</p>	[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上					
[10人以上50人未満]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満													
3) 50人以上100人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満													
5) 500人以上1,000人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上													
情報の統計分析 ※	・行わない。														

	権利利益に影響を与える得る決定 ※	・行わない。
⑨使用開始日	令和7年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 委託する] (4) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	個人番号取得業務	
①委託内容	・住宅ローン控除の適用を受けようとする者が、機構のお客さま専用サイト「住・MyNote」経由で委託事業者の「個人番号登録システム(仮称)」に登録した個人番号を入手する。 ※「住・MyNote」から入手した、住宅ローン控除の適用を受けようとする者の氏名・生年月日・住・MyNote ID等と、個人番号カードから読み取った氏名・生年月日・個人番号を、生年月日及び漢字氏名をキーとして突合し、一致したものについて、個人番号登録システム(仮称)に登録する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者。	
その妥当性	・「年末残高調書」データに個人番号を付加して、税務署に提出するため。	
③委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (システムが設置されている委託事業者にて取扱いを行うため、機構から委託事業者への特定個人情報ファイルの提供はない。)	
⑤委託先名の確認方法	・機構ホームページにより委託先名を公表する。	
⑥委託先名	・未定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2~5		
委託事項2	年末残高調書対象者候補選定業務	
①委託内容	・「個人番号登録システム(仮称)」にて保有する住宅ローン控除の適用を受けようとする者を抽出し、リスト形式にて機構に提供する。なお、個人番号は掲載しない。 ・「年末残高調書」作成に必要となる情報を揃えるため、機構より、同リストに掲載された者の残高情報等を「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」にて受領する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部

	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の範囲 ※	・機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者。						
	その妥当性	・「年末残高調書」データに個人番号を付加して、税務署に提出するため。						
③委託先における取扱者数		<選択肢> [10人以上50人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムが設置されている委託事業者にて取扱いを行うため、機構から委託事業者への特定個人情報ファイルの提供はない。)						
⑤委託先名の確認方法		・機構ホームページにより委託先名を公表する。						
⑥委託先名		・未定						
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない						
	⑧再委託の許諾方法							
	⑨再委託事項							
委託事項3		年末残高調書税務署提出業務						
①委託内容		・「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」により選定された候補者について、「年末残高調書」を作成する。なお、調書には個人番号等、国税庁が定める項目を記載する(別添2参照)。 ・「年末残高調書」について、「年末残高調書税務署提出システム(仮称)」により認定クラウド経由で税務署に提出する。なお、住宅ローン債権者が委託事業者を通じて「年末残高調書」を提出する方法は、国税に関する法令の定めにより、国税庁長官が認定した認定クラウドの利用のみが認められている。						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部						
	対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上						
	対象となる本人の範囲 ※	・機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者。						
	その妥当性	・「年末残高調書」データに個人番号を付加して、税務署に提出するため。						
③委託先における取扱者数		<選択肢> [] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムが設置されている委託事業者にて取扱いを行うため、機構から委託事業者への特定個人情報ファイルの提供はない。)						
⑤委託先名の確認方法		・機構ホームページにより委託先名を公表する。						

⑥委託先名		・未定
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		認定クラウド(提出領域)の構築・運用管理
①委託内容		・「年末残高調書」を税務署に提出するに当たり必要となる認定クラウドの構築及び運用管理を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者。
	その妥当性	・「年末残高調書」データに個人番号を付加して、税務署に提出するため。
③委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (認定クラウドが構築されている委託事業者にて取扱いを行うため、機構から委託事業者への特定個人情報ファイルの提供はない。)
⑤委託先名の確認方法		・機構ホームページにより委託先名を公表する。
⑥委託先名		・未定
再 委 託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[○] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない			
提供先1	小石川税務署長(機構本店の所在地の所轄税務署長)			
①法令上の根拠	・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の2の3 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第2号			
②提供先における用途	・税務署は、国税に関する法令の定めにより、委託事業者より提出された「年末残高調書」について、確定申告に必要な「年末残高情報」を納税者に提供し、納税者はその情報を活用して、確定申告書を作成し、税務署に提出する。 ・また、2年目以降においても、税務署は確定申告及び「年末残高調書」の内容から、「住宅控除証明書」を作成して納税者に交付し、納税者は「住宅控除証明書」を勤務先に提出して、年末調整で住宅ローン控除の適用を受ける。			
③提供する情報	・別添2を参照。			
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・機構住宅ローン利用者のうち、住宅ローン控除の適用を受けようとする者。			
⑥提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (国税庁長官が認定した認定クラウド)</p>			
⑦時期・頻度	・年2回(10月、1月)を予定。			
提供先2~5				
提供先6~10				
提供先11~15				
提供先16~20				
移転先1				
①法令上の根拠				
②移転先における用途				
③移転する情報				
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲				

⑥移転方法		[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] その他 ()	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] 紙		
⑦時期・頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		<p>・機構は、仕様書において、内閣総理大臣及び総務大臣が認定する「署名検証者プラットフォーム事業者」であること及び国税庁長官が認定する「認定クラウドサービス事業者」であることを入札参加要件としており、保管場所には各認定で求められる情報の保管・消去の要件を満たすことを要求する。</p>			
②保管期間	期間	[<input type="checkbox"/>] 20年以上	<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>		
	その妥当性	<p>・国税庁の定める「新しい住宅ローン控除の申告・年末調整手続に関するFAQ(債権者の方向け)」に従い、その納税者の個人番号等のデータは、最終の年末残高調書の提出期限(住宅ローン控除の対象期間)の翌年3月15日の翌日から起算して7年間帳簿に代えて保管する。 ・「個人番号登録システム(仮称)」では、個人番号を保管しない。</p>			
③消去方法		<p>・既に個人番号が「個人番号登録システム(仮称)」に登録されている場合において、住宅ローン控除の適用を受けようとする者が、住宅ローン控除の対象期間の終了や債務の脱退、完済等により控除の適用を受けられなくなった場合には、「総合オンラインシステム」から連携される対象者リストに当人の債権情報が載らないことをもって消去対象者となり、最終の年末残高調書の提出期限の翌年3月15日の翌日から起算して7年経過後に、委託事業者は当人の個人番号を自動消去する。</p> <p>・機構は、委託事業者から提出される廃棄証明書(仮称)により上記個人番号の消去を確認する。</p> <p>・認定クラウドでは、税務署への提出完了後、自動的にデータの消去が必要なことが国税庁の仕様に定められている。</p> <p>・「個人番号登録システム(仮称)」は、入手した個人番号を保管することのないよう、閉域である「年末残高調書対象者候補選定システム(仮称)」へ速やかに送り込み、その際に自動消去する予定。</p>			
7. 備考					
-					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

「年末残高調書」レイアウト(国税庁提供)に基づく項目。

なお、機構の事務手続きにおいて、「e-Tax利用者識別番号」は記録項目ではない。

法定資料 の種類	年分	提出年月日				訂正削除 区分	住宅取得資金の借入れ等をしている者						個人番号 (マイナ ンバー)	e-Tax利用 者識別番 号
		元号	年	月	日		住所(居 所)	氏名	生年月日					

明細														
住宅借入 金等の内 訳	住宅借入金等の金額						償還期間又は賦払期間							
	年末残高	当初金額						償還期間又は賦払期間(自)			償還期間又は賦払期間(至)			償還期間 又は賦払 期間
		当初借入年月日			当初金額	元号	年	月	元号	年	月	元号	年	
		元号	年	月	日									

明細 (摘要)												その他
連帯債務 者	連帯債務 者名 1	連帯債務 者名 2	連帯債務 者名 3	連帯債務 者名 4	連帯債務 者名 5	据置期間	据置期間 (年)	据置期間 (月)	前払賃料 融資額	融資額	借換	その他

明細								提出者			
残高基準日				証明年月日				住所(居 所)又は 所在地	氏名又は 名称	電話番号	個人番号 又は法人 番号
元号	年	月	日	元号	年	月	日				

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

住宅取得資金に係る借入金の年末残高調書データファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 年末残高調書作成に必要となる情報は、既に機構が保有する対象者の借入情報と、新たに入手する個人番号であり、個人番号については、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム（仮称）」に登録される。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 年末残高調書作成に必要となる情報は、既に機構が保有する対象者の借入情報と、新たに入手する個人番号であり、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行う「個人番号登録システム（仮称）」には個人番号以外を登録することができない仕様となっている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 機構役職員は必要な場合を除き特定個人情報の収集を禁止することが「独立行政法人住宅金融支援機構の保有する特定個人情報等の保護に関する規程」に定められている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号については、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム（仮称）」に登録されるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業者が「民間事業者の公的個人認証サービス」を活用し、個人番号カードのICチップ内に搭載された電子証明書により、オンラインで本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号については、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム（仮称）」に登録されるため、個人番号の真正性は確保されている。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号の入手に当たっては、対象者自らが個人番号カードの読み取りを行うことで「個人番号登録システム（仮称）」に登録されるものであり、入手後そのデータを変更することがないことから正確性は確保される。なお、個人番号が変わった場合には、新規に個人番号を登録させ、古い個人番号は削除する仕様とする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象者自らが個人番号カードの読み取りを行い「個人番号登録システム（仮称）」に個人番号を登録する際は、SSL/TLSにより暗号化されたインターネット通信により、漏えい等を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の「総合オンラインシステム」については、個人番号を入手・保有しないため、地方公共団体の宛名システムに相当するような複数の事務で個人番号を共通して参照するシステムには該当しない。そのため、個人番号を介した紐付けは発生しない。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「年末残高調査対象者候補選定システム(仮称)」から「総合オンラインシステム」に連携する情報は顧客番号、氏名、生年月日に限られており、既に「総合オンラインシステム」が保有する情報である。また、「総合オンラインシステム」から「年末残高調査対象者候補選定システム(仮称)」に連携する情報は、国税庁が定める「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調査のデータレイアウト」の項目に限られる。このことから、「総合オンラインシステム」において、特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われること、又は、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われることはない。 ・「年末残高調査対象者候補選定システム(仮称)」は、年末残高調査の対象者候補のみを選定し、「総合オンラインシステム」との間では顧客番号、氏名、生年月日をキーとして紐付ける。また、業務対象外の情報とは連携を行わないようにシステムを構成している。 ・機構は、「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところに従い、委託事業者において特定個人情報が使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、仕様書又は契約書へ従業者への周知徹底を記載する。加えて、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」において、業務上の目的以外の目的で特定個人情報にアクセスしないこと等に関する周知徹底について、予定している実施時期、実施方法を確認するとともに、委託業務に関する特定個人情報を、委託業務以外の目的で利用等することのないよう必要な措置を行っているか、その実施状況について確認する。 		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法は、ユーザIDとパスワードに加え、生体認証による多要素認証方法による認証を想定している。 ・機構は、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」において、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理者権限を持つIDのパスワードの定期的な変更等、権限のない者による不正な使用を防止するために必要な対策の実施状況について確認する。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところに従い、委託事業者の選定基準又は義務として、仕様書又は契約書へ、特定個人情報の入手、利用、移送、保管、消去等を行う権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の従業者に限ることを記載する。 ・機構は、「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところに従い、委託事業者の選定基準又は義務として、仕様書又は契約書へ、アクセス権限を有しない者への対応として、権限を有しない者が特定個人情報の入手、利用、移送、保管、消去等を行わないような措置を講ずること、従業者の退職等に際して、アクセス権限の削除を実施することを記載する。加えて、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」においても従業者の退職等に際して行うアクセス権限の削除の実施状況について確認する。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、委託事業者が平時より権限表によりアクセス権限を管理するとともに、最低年に一回アクセス権限を確認・削除すること、人事異動の際にもアクセス権限を登録・削除するなど定期的な登録内容の見直しを行うことを指示し、その状況のモニタリングを行う。 		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者においては、ICカードによる入退出記録やシステムログインの記録により、いつ誰が特定個人情報を使用したかが特定される。加えて、あらゆるシステム操作のログやデータベースを参照した記録も全て残る。また、委託事業者は署名検証者であるため、情報セキュリティに関する外部監査を毎年受けことで記録事項の確認が行われる。 ・機構は、定期的な監査により不正なアクセス等が無いか確認するよう委託先事業者に指示し、その状況のモニタリングを行う。 		

その他の措置の内容	・認定クラウド事業者等が「認定クラウド(提出領域)」上の特定個人情報にアクセスすることができないよう、アクセス制御を施している。			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>・機構は、委託事業者に対して、仕様書又は契約書において、従業者の事務外での使用禁止を定めるとともに、その状況のモニタリングを行う。</p> <p>・機構は、「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところに従い、委託事業者の選定基準又は義務として、仕様書又は契約書へ目的的外利用等の禁止に関する従業者への周知徹底を記載する。加えて、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」において、業務上の目的以外の目的で特定個人情報にアクセスしないこと等に関する周知徹底について、予定している実施時期、実施方法を確認するとともに、委託業務に関する特定個人情報を、委託業務以外の目的で利用等することのないよう必要な措置を行っているか、その実施状況について確認する。</p>			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	<p>・機構は、委託事業者に対して、仕様書や契約書において、取得した個人番号が記載されたデータについて、写しを作成することや個人番号のメモを取ること等の複製を禁止するとともに、持ち出し等物理的に複製できないことを定め、その状況のモニタリングを行う。</p> <p>・機構は、「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところに従い、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」において、複製しないこと等に関する周知徹底について、予定している実施時期、実施方法を確認するとともに、委託業務に関する特定個人情報を、委託業務以外の目的で複製することのないよう必要な措置を行っているか、その実施状況について確認する。</p> <p>・機構は、仕様書において、内閣総理大臣及び総務大臣が認定する「署名検証者プラットフォーム事業者」であること及び国税庁長官が認定する「認定クラウドサービス事業者」であることを入札参加要件としており、委託事業者の選定の際には、各認定で求められる情報の使用の要件を委託業務全体に適用して満たすことを要求するとともに、委託事業者よりサービス水準定義書を取得し内容を確認することで、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクを防ぐ。</p>			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている	2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
・「個人番号登録システム(仮称)」はインターネットに公開されている領域であるが、同システムにて登録されたデータの保管先となる「年末残高調査対象者候補選定システム(仮称)」及び「年末残高調査税務署提出システム(仮称)」は閉域網内で連携を行うことで、特定個人情報の使用における漏えい等を防止している。				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、仕様書において、内閣総理大臣及び総務大臣が認定する「署名検証者プラットフォーム事業者」であること及び国税庁長官が認定する「認定クラウドサービス事業者」であることを入札参加要件としており、委託事業者の選定の際には、各認定で求められる情報の取扱いの委託の要件を委託業務全般に適用して満たすことを要求するとともに、委託事業者よりサービス水準定義書を取得し内容を確認することで、特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する。 ・機構の外部委託管理規程においては、「業務所管部署は、外部委託先における業務の実施状況及び経営状況を定期的に又は必要に応じてモニタリングし、状況に応じて必要な対応を行うとともに、これらの対応を組織横断的に取り組み、外部委託先に対する必要かつ適切な監督及び指導を行わなければならない」旨が定められており、委託事業者の選定後は同規定に基づく対応を行う。 		
	<input type="checkbox"/> 制限している	<small><選択肢></small> 1) 制限している 2) 制限していない	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・重要情報の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報の入手、利用、移送、保管、消去等を行う権限を有する者を、その利用目的を達成するために必要最小限の従業員に限る。 	
	<input type="checkbox"/> 具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の取扱の記録は、システム処理にて毎日自動で記録され、毎日確認する運用をしている。 ・機構は委託事業者に対して、仕様書又は契約書において、記録を10年間保存するよう定める予定。 	
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている	<small><選択肢></small> 1) 定めている 2) 定めていない	
	<input type="checkbox"/> 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法定調書の提出義務者である機構は、国税庁が定めるところに従い、委託事業者を通じて認定クラウドの提出領域に提出データを記録し、かつ、税務署長に対してそのデータへのアクセス権限(提出データを閲覧し、及びe-Taxに記録する権限)を付与することにより、法定調書の提出を行う。 ・機構は委託事業者に対して、仕様書又は契約書において、認定クラウドにおけるデータへのアクセス権限の付与状況を確認することを定めるとともに、その状況のモニタリングを行う。 	
特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅ローン控除の適用を受けようとする者が直接システムへ登録するため、本事務において委託元と委託先間の提供は行わない。 ・認定クラウド(提出領域)においても、構築されている委託事業者にて取扱いを行うため、委託元から委託先への特定個人情報の提供はない。 	
	<input type="checkbox"/> ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、委託事業者の選定に当たり、仕様書において個人番号の消去は自動で行われるよう定める。具体的には、既に個人番号が「個人番号登録システム(仮称)」に登録されている場合において、住宅ローン控除の適用を受けようとする者が、住宅ローン控除の対象期間の終了や債務の脱退、完済等により控除の適用を受けられなくなった場合には、「総合オンラインシステム」から連携される対象者リストに当人の債権情報が載らないことをもって消去対象者となり、最終の年末残高調査の提出期限の翌年3月15日の翌日から起算して7年経過後に、委託事業者は当人の個人番号を自動消去する。 ・上記遵守状況について、機構は、委託事業者から提出される廃棄証明書(仮称)により個人番号の消去を確認する。 ・委託契約終了時にも、委託事業者より廃棄証明書(仮称)を提出させることで、委託事業者に特定個人情報が残っていないことを確認する。 ・認定クラウド(提出領域)については、税務署への提出完了後、自動的にデータの消去が必要なことが国税庁の仕様に定められている。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 定めている	<small><選択肢></small> 1) 定めている 2) 定めていない	

	規定の内容	<p>・機構は「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」の定めるところにより、委託先との契約書において、特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項</p> <p>(ア)保有特定個人情報等の管理体制等に係る調査及び報告に関する事項</p> <p>(イ)保有特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止、委託先の事業所等からの持出し禁止等の義務に関する事項</p> <p>(ウ)保有特定個人情報等の複製、持ち出し、提供等の制限に関する事項</p> <p>(エ)保有特定個人情報等に係る委託先の従業者に対する監督及び教育に関する事項</p> <p>(オ)契約内容の遵守状況についての報告に関する事項</p> <p>(カ)保有特定個人情報等を取り扱う委託先の従業者の明確化に関する事項</p> <p>(キ)委託者が業務委託先に対して行う実地点検に関する事項</p> <p>(ク)その他保有特定個人情報等の安全確保上必要な事項(情報セキュリティ対策の実施状況等に関する検査の実施及び不十分な場合の見直し、契約違反時の契約解除等)</p> <p>・上記に加えて、情報システムを取り扱う業務を外部に委託することから、情報セキュリティ事故発生時の対応に関する事項や委託契約終了時(契約期間中に情報が不要となった時を含む。)における情報の消去に関する事項等も契約書に記載する。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>・機構は、委託事業者から定期的又は隨時に、委託業務の遂行状況、事務リスクに係る顕在化事例の発生又は発覚の報告を受けるとともに、機構に寄せられる住宅ローン控除の適用を受けようとする者からの相談や苦情を委託事業者に確認することで、委託事業者が契約に従い、委託業務を的確に遂行しているかを確認する。また、当該確認のため、必要に応じて外部委託先に立ち入り、実態を把握するとともに、確認の結果、不備があった場合、その是正を指導し、是正が行われたことの確認を行う。</p> <p>・機構は、1年超の期間で外部委託を行う場合における委託事業者について、年1回以上、「外部委託先選定基準等」に定める内容に適合していることの確認等を行うほか、仕様書又は契約書の定めるところにより、個人情報の安全確保の措置の遵守状況を年1回以上、原則として実地の定期的検査等により確認する。なお、委託事業者が外部委託先選定基準等に定める内容に適合していない場合は、その是正を指導するとともに、是正が行われたことの確認を行う。</p>		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[] 提供・移転しない	
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・「年末残高調査税務署提出システム(仮称)」での特定個人情報の税務署(小石川税務署)への提供については、すべての提出がシステムに記録されている。</p> <p>・なお、アクセスは権限付与者のみが可能となる。また、正当な提供以外に不正がなされた場合も含め、すべてのアクセスが記録される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録される事項：ログイン・ログアウト・データアップロード ・記録方法：システム操作時に自動的 ・期間：永続(解約があった場合には1年間)。 	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	機構職員は、「情報セキュリティ対策実施細則」により、次のルール(抜粋)が定められており、これを遵守する。 ・番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、保有特定個人情報の第三者への提供をしてはならない。なお、本事務は、番号法第19条第2号に基づき行うものである。 ・提供する保有特定個人情報と提供する相手先について、アクセス権の有無を十分確認し、判断すること。 ・外部委託先の委託業務担当部署の者への提供に関しては、委託業務の遂行に必要な場合に限り、提供をすることができます。			
その他の措置の内容	・「年末残高調査書税務署提出システム(仮称)」は、認定クラウド(提出領域)を通じて機構がアクセスを許可した税務署(小石川税務署)のみに対して特定個人情報を提供するため、別の税務署等に提供を行うことが出来ない。 ・住宅ローン債権者が委託事業者を通じて「年末残高調査」を提出する方法は、国税に関する法令の定めにより、国税庁長官が認定した認定クラウドの利用のみ認められている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	・「年末残高調査書税務署提出システム(仮称)」は、認定クラウド(提出領域)を通じて機構がアクセスを許可した税務署(小石川税務署)のみに対して特定個人情報を提供するため、別の税務署等に提供を行うことが出来ない。 ・住宅ローン債権者が委託事業者を通じて「年末残高調査」を提出する方法は、国税に関する法令の定めにより、国税庁長官が認定した認定クラウドの利用のみ認められている。 ・機構は、租税特別措置法の定めるところに従い、当該認定クラウドにより特定個人情報を提供するため、提供先である税務署においても特定個人情報の用途は法令に基づく適切なものである。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスク】 ・「年末残高調査書税務署提出システム(仮称)」から税務署に提供される情報は、国税庁によって定められた年末残高調査書レイアウトに沿った情報のみである。 ・機構は、「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところに従い、委託事業者の選定基準又は義務として、仕様書又は契約書へ、委託先事業者が保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、複数の職員による確認、チェックリストの活用等の必要な措置を講ずることを記載する。加えて、委託事業者より提出される「重要情報の取扱いに関する報告書」において、上記について必要な措置を講じているか、実施状況について確認する。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスク】 ・「年末残高調査書税務署提出システム(仮称)」は、認定クラウド(提出領域)を通じて機構がアクセスを許可した税務署(小石川税務署)のみに対して特定個人情報を提供するため、別の税務署等に提供を行うことが出来ない。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群	[十分に遵守している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 3) 十分に遵守していない	2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない	
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している	
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 3) 十分に整備していない	2) 十分に整備している	
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 3) 十分に周知していない	2) 十分に周知している	
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
具体的な対策の内容				
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
具体的な対策の内容				
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
その内容				
再発防止策の内容	・当機構における書類の所在不明事案(令和5年4月20日発覚) 当機構本店ビルのフロア改修工事に伴う引越時に、個人情報が記載された書類を誤廃棄した可能性が高いことが発覚したもの。			

⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>・個人番号の変更申請を徹底するために、住宅ローン控除の適用を受けようとする者に対して、個人番号に変更がある場合には再度登録をいただく必要があることを「住・MyNote」や機構ホームページに掲載し、周知を徹底する。</p> <p>・「総合オンラインシステム」から連携された情報が、当初の対象者候補リストの情報と異なる場合、「年末残高調査対象者候補選定システム（仮称）」内の情報が「総合オンラインシステム」情報に上書きされるため、古い情報や誤った情報をもって対象者候補リストが作成されることはない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・既に個人番号が「個人番号登録システム（仮称）」に登録されている場合において、住宅ローン控除の適用を受けようとする者が、住宅ローン控除の対象期間の終了や債務の脱退、完済等により控除の適用を受けられなくなった場合には、「総合オンラインシステム」から連携される対象者リストに当人の債権情報が載らないことをもって消去対象者となり、最終の年末残高調査の提出期限の翌年3月15日の翌日から起算して7年経過後に、委託事業者は当人の個人番号を自動消去する。</p> <p>・機構は、委託事業者から提出される廃棄証明書（仮称）により上記個人番号の消去を確認する。</p> <p>・認定クラウドでは、税務署への提出完了後、自動的にデータの消去が必要なことが国税庁の仕様に定められている。</p> <p>・「個人番号登録システム（仮称）」は、入手した個人番号を保管することのないよう、閉域である「年末残高調査対象者候補選定システム（仮称）」へ速やかに送り込み、その際に自動消去する予定。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

IV その他のリスク対策 *

1. 監査			
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的なチェック方法		<ul style="list-style-type: none"> ・機構は、特定個人情報を入手すること及び提供を受けることはなく、また、特定個人情報ファイルも保管していないことから、自己点検は行えない。 ・機構は委託事業者に対して、機構「独立行政法人住宅金融支援機構外部委託管理規程」及び「外部委託先の情報セキュリティに関する実施細則」が定めるところによる個人情報保護・情報セキュリティに係る項目(情報セキュリティ対策の履行状況、保有個人情報の安全確保の措置の状況等)の確認を年1回以上行う。 	
2. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法		<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者の従業者の個人情報保護、情報セキュリティに係る教育・啓発の状況を、以下の方法により確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者における、規定類の整備状況の確認 ・委託事業者における、教育・啓発活動に係る実施状況の確認 ・機構は、委託事業者に対して、特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を定期的にモニタリングする。 ・本事務に従事する機関の従事者に対して、個人情報保護、情報セキュリティに係る教育・啓発を毎年実施する。 	
3. その他のリスク対策			
		<ul style="list-style-type: none"> ・機関においては、委託事業者に対して、上記の通り特定個人情報の取扱いを含めた委託業務の実施状況を定期的にモニタリングするとともに、情報セキュリティインシデントの発生もしくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を職員等より受けた場合は、「情報セキュリティ事故が機関又は委託事業者で発生した場合における機関内の対応マニュアル」に従い対応を行うとともに、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託事業者に講じさせることとしている。 	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構CS・事務管理部 東京都文京区後楽1-4-10 電話:03-5800-8408 ・各支店の情報公開・個人情報保護窓口 (https://www.jhf.go.jp/privacy/contact.html)
②請求方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求書を個人情報保護窓口に持参又は郵送で提出。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・開示方法について、写しの郵送を希望する場合は、別途郵送料が必要。
③手数料等	<p>[<input type="checkbox"/> 有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料</p> <p>(手数料額、納付方法: 開示手数料:1件300円、納付方法:窓口納付、現金書留、郵便小為替郵送)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[<input type="checkbox"/> 行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
個人情報ファイル名	
公表場所	
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融支援機構CS・事務管理部 東京都文京区後楽1-4-10 電話:03-5800-8408
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・開示請求に対する決定は、原則として30日以内に行う。 ・開示は、文書、図面等の閲覧、写しの交付により実施する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月19日
②しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	当機構のホームページに「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」(案)の意見募集公告を掲載し、電子メール、郵送により受け付けた。
②実施日・期間	令和6年1月17日から2月16日まで
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	意見なし
3. 第三者点検	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	令和6年2月19日
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明